

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和8年9月18日（金）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・第68回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 三重大会を開催します
- ・外国人児童生徒等への日本語指導者に係る指導者養成研修（対面研修）を実施します

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・外国人児童生徒等への日本語指導者に係る指導者養成研修（対面研修）を実施します
- ・私立暁学園高校のいじめ重大事態について

発表項目

○教職員の懲戒処分について

本日の教育委員会定例会におきまして、公立学校教職員の懲戒処分に係る審議を行い、児童ポルノ画像所持により小学校講師1名を免職、酒気帯び運転により小学校教諭1名を停職6月とし、本日9月18日付で懲戒処分を行いました。

今年度に入りまして、教職員による不祥事が続いており、大変重く受け止めております。不祥事根絶に取り組んでいる中、児童生徒の健全な育成を担う教職員によるこのような行為は、教育公務員としてあるまじき行為です。子どもたちや保護者の皆様、県民の皆様の学校教育に対する信頼を損なう状況となりましたことについて、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、配付いたしました資料により、ご説明いたします。まず1人目でございます。公立小学校講師、鈴木敬介、男性38歳です。処分内容は免職です。

当該講師は今年8月6日、児童ポルノ画像を所持することが違法行為であることを知りながらも、自らの意思で18歳未満の女兒の性的な画像をインターネット上の違法ウェブサイトより取得し、自己の端末に保存していたため、児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕されました。

当該処分事案の公表について補足説明をさせていただきます。本事案は、児童ポルノ禁止法違反の疑いで8月6日に逮捕されている事案です。県教育委員会におきましては、18歳未満の児童ポルノ画像所持について聞き取りを行い、当該講師が自己の性的好奇心を満たすために画像所持したことを認めたため、本県の懲戒処分の指針に従い、懲戒処分を行いました。なお、現在も警察の捜査中であり、このこと以外の情報については把握しておりませ

ん。現在も警察による捜査が続いており、刑事処分が決定されておられません。

現時点では、当該校の児童との関連は見込まれないものの、引き続き慎重に対応していきたいと考えています。このようなことから、今回の事案については、学校名を非公表としています。なお、警察の逮捕時の報道提供では、氏名を公表しているものの、学校名を非公表としています。

続きまして2人目でございます。津市立南が丘小学校教諭、男性28歳です。処分内容は停職6月です。

令和8年4月28日午後6時30分頃から午後10時頃まで、飲食店において断続的に飲酒し、中ジョッキのビールを7杯程度飲みました。その後、コインパーキングに駐車してあった自家用車において、約6時間仮眠をとったことで、アルコールは体から抜けていると自己判断し、110メートル先にあるコンビニエンスストアまで自家用車を運転しました。その後、再度運転して車道に出たところで警察官に停止を求められ、呼気検査の結果、呼気1リットル中0.22ミリグラムのアルコールが検出されたことで、道路交通法違反（酒気帯び運転）により検挙されました。

今後の対応でございますが、不祥事根絶に取り組んでいる中、児童生徒の健全な育成を担う教職員によるこのような行為は、教育公務員としてあるまじき行為であり、極めて重く受けとめております。児童ポルノ画像の所持は、児童の権利を著しく侵害する犯罪行為です。また、飲酒運転は人命を奪う可能性のある重大な非行です。いずれも教育公務員として、決してあってはならない行為です。

今年度不祥事が続いていることを重く受けとめ、各市町教育委員会および各県立学校に対し、改めて綱紀粛正の徹底を図ります。あわせて各学校においては、校長のリーダーシップのもと、すべての職員が他人事とせず、一人ひとりが当事者意識を持って、自らの言動を振り返る機会とすることを徹底いたします。

○第68回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 三重大会を開催します

本大会は、近畿東海北陸ブロックを構成する12府県内に伝承されている貴重な民俗芸能を公開するものです。開催は、近畿東海北陸ブロックの12府県が毎年持ち回りで開催し、今年は三重県が担当いたします。当県での開催は、平成30年以来8年ぶり6回目となります。

開催概要でございますが、11月1日曜日に、桑名市の柿安シティホールで12時30分に開演いたします。入場料無料で申し込み不要です。

資料の項目4、出演する芸能団体をご覧ください。三重県からは、桑名市の「桑名の伊勢大神楽」、鈴鹿市の「伊奈富神社の獅子神楽」、伊勢市の「御頭神事」の3団体が出演いたします。このうち、「桑名の伊勢大神楽」と「御頭神事」は、ユネスコ無形文化遺産への登録申請が進む「神楽」の構成資産に含まれています。この大会を通じて、登録実現に向けた機運の醸成や、三重県が誇る神楽の歴史的、文化的価値についても、県民や全国に広く発信し

ていきたいと考えています。

本県では全国的に貴重な民俗文化財を守り伝えるため、映像記録の制作や SNS、パンフレット等による情報発信を進めているところです。本大会の開催を大きなチャンスととらえ、三重県にある文化財の魅力を広く発信していきたいと考えています。

本大会では普段なかなか見ることのできない貴重な民俗芸能が披露されます。当日は私も鑑賞する予定で、各団体の演舞を楽しみにしております。次世代を担う子供たちをはじめとした多くの県民の皆様にご観覧いただきたいと考えています。本大会に係る詳細は、社会教育・文化財保護課のホームページや県有施設、主要文化施設等でのポスター掲示、チラシを配布いたしますので、ご確認をお願いいたします。

○外国人児童生徒等への日本語指導者に係る指導者養成研修（対面研修）を実施します

三重県教育委員会では、全国の教職員や教育委員会の指導主事等を対象に、外国人児童生徒等への日本語指導者を養成する対面研修を実施いたします。この研修は、平成 28 年 3 月に、中央省庁の一部を地方に移転する政府関係機関の地方移転の一環として、もともとは独立行政法人教職員支援機構が実施していた研修を、三重県で実施することとなったものでございます。今年度が 10 回目の実施となります。

近年、日本語指導が必要な児童生徒の増加により、日本語指導の重要性が一層高まっています。そこで全国の教職員や教育委員会の指導主事の方々が、三重県に集い、本研修において、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備、関係機関との連携、特別の教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法について学んでいただきます。本研修の受講生が、次は指導者となり、自らの学校や地域で研修を企画、実施することで、新たな指導者を養成していくことを目的としています。

開催日時は 9 月 28 日、29 日の 2 日間を対面研修の期間とし、三重県総合教育センターを会場として、99 名が参加する予定です。研修内容は 9 月 28 日は大学教授等からの講義や演習が中心です。資料の裏面に記載がございますように、9 月 29 日は、鈴鹿市立神戸小学校、伊賀市立緑ヶ丘中学校、県立飯野高等学校、そして松阪市の初期適応支援教室「いっぽ」などに分かれて視察を行います。

昨年度までは、三重県での対面研修を 4 日間実施をしておりましたが、研修の実施方法を見直し、今年度はオンライン研修を組み合わせることで、参加の負担を軽減しております。本研修は参加者の満足度が大変高く、令和 7 年度のアンケートでは、90.7%の参加者が大変有意義であったと回答しております。

三重県は全国的に見ても日本語指導が必要な児童生徒の在籍率が高いという現状がございます。実践校等の視察を通して、今まで培ってきた三重県の日本語指導に係る取り組みや実践を、全国の教育関係者に発信していきたいと思っております。また本研修を通しまして、全国各地の外国人児童生徒教育の取り組みが推進されることを期待しております。

発表項目に関する質疑

○教職員の懲戒処分について

(質) 南が丘小学校の教諭ですけれども、「検挙」とありますが、これは赤切符を切られたということでよろしいでしょうか。

(答 教職員課) はい、その通りです。

(質) あと、再発防止のところ、徹底していくとおっしゃったと思うのですが、具体的にどういったことでこれから再発防止を図るのか、具体的なプランや取組があれば教えてください。

(答) 今回で今年度の処分が6件でございますので、発生した事例を各学校に示しながら、教職員個々が自分事として捉えられるよう、綱紀粛正を図り、二度と起こることのないように徹底していきたいと考えております。

(答 教職員課) 教育長が申し上げました通り、今年度6件と続いております。児童ポルノ禁止法違反、飲酒運転ということで、まずはその事実を重く受けとめていくと同時に、あらゆる職員に向けて綱紀粛正を図るかたちで、各所属に通知を発出しております。

(質) 懲戒処分の2件目ですけれども、警察官に停止を求められて呼気チェックをしたというのは4月29日の何時ごろのことでしょうか。

(答 教職員課) 4月29日の午前4時半ごろでございます。

(質) 自家用車というのは、普通乗用車ですか、軽乗用車ですか。

(答 教職員課) 普通乗用車です。

(質) 赤切符を切られた本人から、校長先生などに報告があったことで把握したのでしょうか。

(答 教職員課) はい、その通りです。4月29日のうちに報告がございました。

(質) 飲酒運転した場所はどこですか。

(答 教職員課) 津市内の市道です。

(質) 停止を求められたきっかけは何だったのでしょうか。ふらついていたとか。

(答 教職員課) 本人からは「ふらついていたからということではなく、午前4時半という時間帯に動いていたからだ」と警察から言われた」とだけ聞いております。

(質) 2件目の方ですが、同僚の歓迎会か何かで飲酒したということですが、同僚は車で来ていると知っていながら飲酒を止めなかったのでしょうか。

(答 教職員課) 当初は電車で帰るつもりで飲酒したということです。一緒に飲んでいた方には、車を置いて帰るという話はしていたと聞いております。

(質) 聞き取りに対して本人はそうにおっしゃっているということですか。

(答 教職員課) その通りです。最終電車で帰宅すると考えておりましたが、結果的に最終電車に間に合わなかったため、迎えを頼むための連絡をしましたが連絡がとれず、駐車場に戻って仮眠をとった。6時間の仮眠をとったのでアルコールは抜けたと自己判断して運転した、と聞いております。

- (質) 児童ポルノの方ですけれども、処分保留で釈放されているのでしょうか。
- (答 教職員課) 処分保留という形で釈放されております。
- (質) 起訴、不起訴はわかったのですが、免許停止や取り消しなど、免許関係の処分はどうなっているか聞いていますか。
- (答 教職員課) 刑事処分は不起訴でございました。そして、行政処分が 90 日間の免許停止、及び 13 点の減点です。
- (質) 停職 6 ヶ月の処分、今後の勤務については、退職の意向などはありますか。
- (答) お手元にコメントを配付させていただいているかと思いますが、反省する旨のコメントを出しております。現時点ではそういうことであります。
- (質) 以前、飲酒運転で懲戒免職という事例があつて、それが緩和された経緯もありましたが、今回は免職というのは、過去の事例や基準等をふまえているのでしょうか。
- (答) 他県の事例、それから三重県の過去の事例、裁判例を総合的に見て、今回は停職 6 月と判断しました。
- (質) 三重県の基準で、酒気帯び運転の場合はどういった処分にするのかという基準はどうなっていましたか。
- (答 教職員課) 現在は「免職または停職」という基準になっております。今、教育長が申し上げました通り、当然ながら免職も含めて検討させてもらいましたが、他県の事例であるとか判例、飲酒後の一定の睡眠時間等々を総合的に判断いたしまして、停職 6 月とさせていただいた次第でございます。
- (質) 酒気帯び運転や酒酔い運転で、他人を死亡させた場合は免職という形になっています。
- (質) 一つ目の事案ですけれども、そもそも教育委員会としては、教員が逮捕されたことで事案を把握したのですか。
- (答 教職員課) はい、そうです。
- (質) 一部報道で、こういうサイトで何か画像を発信していたというような話も出ていましたが、本人は保存していただけですか。発信したりはしていないということですか。
- (答 教職員課) 本人は、画像を保存していたのみということで聴取しております。我々の方、この画像所持につきまして確認をした上で懲戒処分としておりますが、それ以外の SNS 等の状況については、我々は把握していません。
- (質) 性的好奇心を満たすためにウェブサイトから入手した、これを認めているということですね。
- (答) はい。
- (質) 飲酒運転の先生は、コンビニに寄った後、帰宅しようとしたのですか。
- (答 教職員課) はい、そうです。
- (質) 端末に保存していた画像の点数は。
- (答 教職員課) 本人の供述も曖昧なところがありまして、はっきり覚えていないが千点ほどと話しております。ただ、それよりも多い可能性もあるということで、はっきりはし

ておりません。警察が確認した児童ポルノ画像数は 10 点です。

(質) 今年度不祥事が相次いでいるとおっしゃっていましたが、懲戒処分は 6 件ですね。これはやはり、去年に比べたら多いということですか。

(答) 去年は年度で 8 件でした。今は年度途中ですが 6 件で、続けて処分が出ておりますので。

(質) 背景は何でしょうね。原因が分からなければ対応できないように思いますが。

(答) いろいろあると思いますが、結局は、それぞれの先生、飲酒運転などは特にそうでございますけれども、これまで飲酒運転については、再三、学校の現場でもコンプライアンス研修でも、様々な場面で研修を受けて、飲酒運転や酒気帯び運転は、こういった処分になりますよ、ということは言ってきております。そういったところが、なかなか自分事として浸透していないと感じています。原因は様々ございますけれども、粘り強く、研修を含めて、各先生それぞれが他人事ではなく、自分事としてしっかり受けとめて、綱紀粛正に努めていただきたいと。

(質) なぜその「自分事として」という考え方が浸透しないのでしょうか。

(答) 人が処分を受けた場合に、それが自分の身に感じられないということだと思っておりますが、これまでの事例を現場の方にしっかりお伝えした上で、こういったことをやるとこういう処分となるということを伝えていく必要があると考えています。繰り返しになりますけれども。

(質) これまでもしっかり伝えてきたと思いますが、いかがでしょう。

(答) おっしゃる通りなのですが、まだまだ粘り強く繰り返して、こういったことを伝えた上で、現場の先生含めて、自分事として考えていただくように、しっかり何度も綱紀粛正に努めていただきたいということを伝えていく必要があると考えています。

(質) そうすると今後はこういった懲戒処分は起きないということですね。

(答) それはなかなかコメントしづらいですが、しっかりと、県教委としては綱紀粛正に努めていきたいと考えております。

○外国人児童生徒等への日本語指導者に係る指導者養成研修（対面研修）を実施します

(質) 日本語指導に係る指導者養成研修というのは、三重県で行っている日本語の指導方法を全国に紹介するという意味合いでやっているのですか。

(答) これは、国の研修を三重県で実施しているというものになります。

(答 研修企画・支援課) 教育長が申し上げました通り、会場を三重県で提供するというところで、三重県に来ていただき、2 日間、当教育センターや各学校を活用しながら実施しています。毎年このような形で、今年で 10 年目になります。

(質) なぜ三重県で。

(答) 平成 27 年に、政府関係機関の地方移転の話があつて、それで三重県が手を挙げて、平成 29 年から始まったというものでございます。それで全国から先生方に集まってい

ただいて、研修をしているということでございます。

その他の項目に関する質疑

○私立暁学園高校のいじめ重大事態について

(質) 四日市市の私立暁学園で、女子生徒が性的暴行を受けたと訴えていじめ重大事案に認定された件で、第1回の口頭弁論が9月14日に開かれましたが、県教委としての受け止めがあればお願いします。

(答) 私立学校の事案ですので、私から特に何かコメントするのは控えさせていただきます。

以上、16時35分終了